

2章 申請・届出提出方法

2.1. 申請・届出情報の提出方法について

申請・届出までの流れを説明いたします。申請・届出情報の提出までの一連の流れは以下となります。

■申請・届出情報の提出までの一連の流れ

1. ログインする。
2. 『申請届出メニュー』画面から各種申請や届出を選択する。
3. 申請・届出情報を登録する。(4～8を行う)
- ！ 入力エラーや選択エラーなどがあれば画面にメッセージが表示されますのでご参照のうえ
ご登録ください。
4. 『申請先選択（もしくは届出先選択）』画面で申請・届出先を選択する。
- ！ 権限移譲がされている場合、申請・届出先選択は「権限移譲先（権限移譲元）」が表示
されます。
5. 『様式入力』画面で必要情報を入力する。
6. 『付表入力』画面で必要情報を入力する。
- ！ 付表入力は「新規指定申請」「介護保険事業の変更届出」「更新申請」「介護老人保健施
設・介護医療院 開設許可事項変更申請」の場合に入力が必要となります。
7. 『添付書類アップロード』画面で必要なファイルを添付する。
8. 確認画面で申請・届出内容を確認する。
9. 完了画面で申請・届出情報の提出を完了する。

完了画面まで遷移するとご登録されたメールアドレスに申請・届出受付を行った通知メールが送付されます。提出が完了すると申請・届出先の指定権者へも同様のメールが届き、指定権者で申請・届出情報の内容の確認ができるようになります。

申請・届出の受付状況および指定権者の受付結果は、『申請届出状況確認』画面で閲覧することができます。

指定権者の受付結果は、ご登録のメールアドレスにも送付されます。

本マニュアルでは「新規指定申請」と「介護保険事業の変更届出」と「その他」を行う場合の手順についてイメージ画像をつけて説明します。

2.2. 申請・届出情報の提出にあたっての留意事項

(1) 申請・届出先について

本システムで選択可能な「サービス分類」は以下の通りです。選択した「サービス分類」に応じて様式、付表、添付可能なファイルが切り替わります。

- 居宅施設
- 地域密着型
- 基準該当
- 総合事業

以下の状況で「サービス分類選択」、「都道府県選択」、「申請先選択」のいずれかを変更した場合に、既に入力した様式情報、付表情報、添付書類が削除されますのでお気を付けください。

- 「サービス分類選択」を変更した場合に様式情報、付表情報、添付書類の削除
- 「都道府県選択」を変更した場合に添付書類の削除
- 「申請先選択」を変更した場合に添付書類の削除

(2) 様式入力について

各申請・届出情報の『様式入力』画面には申請・届出先の指定権者からの指定申請に際してのお知らせメッセージが表示されていることがあります。また、入力前に申請先の指定権者に事前相談を実施しているかを確認する為の「申請先に事前相談を実施している」チェックボックスも表示されることがあります。（※申請先や各種申請・届出により表示がない場合もございます）

(3) 付表入力について

付表入力は以下の申請・届出情報の場合が対象になります。

- 新規指定申請
- 介護保険事業の変更届出
- 更新申請
- 介護老人保健施設・介護医療院 開設許可事項変更申請

！ 人員の入力項目は、新規指定申請と更新申請の場合は職種のブロックごとに常勤専従、常勤兼務、非常勤専従、非常勤兼務のいずれか1か所には人数を入力する必要があります。介護保険事業の変更届出の場合は職種のブロックごとに常勤専従、常勤兼務、非常勤専

従、非常勤兼務のいずれか 1 か所に人数を入力した際は、他の 3 か所にも人数を入力する必要があります。なお、居宅施設_付表第一号（四）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士についても、それぞれ人数を入力する必要がありますのでご了承ください。

（4）様式入力及び付表入力時の必須項目について

「※」がついている項目は必須項目です。項目が未入力の場合に次の画面に遷移しようとする
とエラーメッセージが表示されます。

また、入力（選択）内容によって任意項目から必須項目になる項目もあります。

（5）添付書類のアップロードについて

申請しようとする付表（様式）に紐づく添付書類をアップロードする画面となりますが、申請・届出先により添付が必須となるファイルが異なります。「次へ」ボタンをクリックした時に添付必須なファイルが添付されていない場合にはエラーメッセージが表示されます。

（6）添付できるファイルについて

本システムでは添付する書類により、アップロード可能な形式が異なります。

『添付書類アップロード』画面の「ファイル形式」にアップロード可能な形式が表示されますのでご確認のうえ、アップロードをしてください。本システムでアップロード可能な形式及び容量は以下の通りです。

なお、「ファイル形式」が合っていない場合、本システムでのセキュリティ対策として、添付ファイルの無害化（「添付ファイルの無害化処理について」[P92](#) 参照）で、ファイルの添付ができないことがありますので、エラーメッセージをご確認ください。

No.	アップロード可能なファイル形式	アップロード可能な容量
1	pdf 形式	10MB
2	xlsx 形式	
3	docx 形式	
4	txt 形式	

(7) 一時保存について

入力途中の状態では「一時保存」ボタンをクリックしてください。一時保存を行わずにブラウザを閉じる、または別な機能に遷移すると入力した内容は保存されませんのでお気を付けください。

なお、一時保存をした申請・届出について申請又は届出を行わなかった場合、添付ファイルは30日間で削除されます。

(8) 一時保存からの再開について

各申請・届出で一時保存した状態から入力を再開する場合は、『状況確認および入力再開メニュー』の『1. 申請届出状況確認』機能から行ってください。詳細は [P79](#) をご参照ください。

『申請届出メニュー』内の各申請届出メニューからは再開が行われないのでお気を付けください。

(9) 登記情報提供サービスについて

電子申請の実現において、登記事項証明書の提出においては、登記情報提供サービスの利用を推奨しています。詳細は [P94](#) をご参照ください。